

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要について

消費・安全局動物衛生課
閣議：令和2年6月19日
公布：令和2年6月24日

1 趣旨

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号。以下「改正法」という。）の附則第1条において、改正法は「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行し、また、同条第2号に掲げる規定は「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行するとされたことに伴い、これらの施行期日を政令で定める必要がある。

- ※1 改正法の公布日は令和2年4月3日。
- ※2 改正法附則第1条第1号に掲げる規定は「公布の日」から施行、同条第3号に掲げる規定は「令和3年4月1日」から施行。

2 内容

- (1) 改正法の施行期日を令和2年7月1日とする。
- (2) 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日を令和3年4月1日とする。

【参考】改正法の施行期日

施行期日	改正法の内容
公布日 (令和2年4月3日) 【改正法附則第1条第1号】	・国、都道府県、市町村、家畜の所有者等の責務
公布後3月以内 (令和2年7月1日) 【改正法附則第1条】	・飼養衛生管理者の選任の義務付け ・野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置（通行の制限・遮断、消毒等）の法定化 ・家畜防疫官の権限強化、輸出入検疫に係る罰則強化等
公布後1年以内 (令和3年4月1日) 【改正法附則第1条第2号】	・国の飼養衛生管理指導等指針の策定 ・都道府県の飼養衛生管理指導等計画の策定
令和3年4月1日 【改正法附則第1条第3号】	・野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査や経口ワクチン散布の法定化